

1 序章

1. はじめに

本市では通勤、通学等の日常生活で、多くの自転車が利用される状況にある。

近年は、健康増進や環境保全への意識の高まり、高齢化の進展に伴い、自動車の運転に不安を感じる高齢者の今後の自家用車に替わる交通手段の一つとして、さらには本市で進める「コンパクト＋ネットワーク」の市街地形成に向けたまちづくり等を支える交通手段として、自転車の役割は一層大きくなることが想定される。また、東日本大震災をはじめとした、近年頻発する様々な災害での教訓から、災害時における移動手段としても重要な役割が期待されている。

道路整備においては、昭和 40 年代以降の自動車の交通事故の急増への対策として、自転車の歩道通行を可能とする交通規制を導入し、自動車と自転車の分離を図ってきた。その結果、全国的に近年では自転車対自動車の事故件数が減少した一方、自転車が安全に通行できる空間は、未だ整備途上にあり、過去 10 年間で我が国全体の全交通事故件数、自転車対自動車の事故件数が4割減となっているにもかかわらず、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの状況にある。

以上の背景から、本市では自転車が安全、安心かつ快適に利用できる自転車通行空間ネットワークを整備していくことが喫緊の課題となっている。そこで、自転車通行空間ネットワークの将来構想を策定するとともに、具体的な路線選定及び整備手法の検討を行い、平成 30 年度以降に実施するための事業計画を策定する。

2. 計画区域

対象区域は藤枝市全域(県道を含む)とする。

ただし、本市の自転車交通は市内に留まらず周辺自治体にも渡ることから、市外との接続を意識したものとする。

3. 計画期間

今後 5 年以内の事業着手を目標とする路線を、短期整備路線とし、それ以外の抽出した路線(区間)について、中長期整備路線として、平成 35 年度以降に整備を予定する。

4. 本計画の位置づけ

本市では、第5次藤枝市総合計画において、「ふじえだ型コンパクト+ネットワーク」の概念に基づく「拠点集約型都市構造」への転換と公共交通による拠点相互の有機的なつながりの促進を掲げている。その下位計画である藤枝市都市計画マスタープラン及び関連する計画において、総合的な交通体系の整備方針の一つとして、「自転車・歩行者環境の整備」を位置づけている。

本整備計画は、自転車の通行環境の整備を実現するための計画の一つとして、策定するものである。

